

**公益財団法人ダイキン工業現代美術振興財団**  
**役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程**

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ダイキン工業現代美術振興財団(以下「当財団」という。)の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当財団の評議員、役員は無報酬とする。

(費用)

第4条 当財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

第5条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規定は平成25年4月1日から実施する。